

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄振興開発特別措置法における高率補助の諸問題

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-09-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 仲地, 博 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/1808">http://hdl.handle.net/20.500.12000/1808</a>

△研究ノート▽

## 沖縄振興開発特別措置法における高率補助の諸問題

仲地 博

### I

国、自治体の存在目的が、国民・住民の福祉の向上である以上、地域の振興開発に国も自治体も政治的責任を負うのは当然である。沖縄が他の府県と異なる点は、地域の振興開発についての国の政治責任が、特別に法律のレベルで規定されていることである。地域の開発について、国の事務や特例を定める法律は沖縄だけではない<sup>1</sup>が、その内容は質量とも異なる。すなわち、沖縄振興開発特別措置法（以下「沖振法」）を始め、沖縄開発庁設置法、沖縄振興開発金融公庫法、沖縄の復帰に伴う特別措置法等<sup>2</sup>によって、国は沖縄振興開発の政治責任を明確にされていると言える。その具体的仕組みは、沖縄開発庁の設置、内閣総理大臣の策定する沖縄振興開発計画、高率補助、自由貿易地域などの特別措置である。

これらの仕組みが、どの程度の効果を挙げているかは、実証的に明らかにされているようには思えない。

一九九八年の知事選後、沖縄振興二一世紀プランや沖縄経済新法等が喧伝されている。このプランや新法が、中身不明でありながら期待感で迎えられていることは、従来の仕組みが、所期の目的を達し得ないのか、既に目的を達したのか、十分の効果を上げ得ずに行き詰まりにあるのかのどちらかであり、それを脱却する新しい何かが求め

られていることを示唆しよう。新しい仕組みは、現在の仕組みの点検の上に立たねばならない。新しい仕組みは、現在の仕組みの問題点を明確にすることによって初めて構想されるのであろう。その全面的検討は、各分野の専門家が行政と共に取り組むことによつてはじめて可能である。本稿は、沖縄振興開発における従来の財政制度、特に高率補助に焦点をしぼり、問題点の概略を描き出すことにより、今後の検討の手掛かりにすることを目的としている。

## II

ところで、補助金とは、行政上の目的を達するために交付される現金的給付をいう<sup>3)</sup>。民間に対する補助金ももとよりあるし、地方公共団体が交付する補助金もあるが、ここでは国から地方公共団体に交付される補助金を中心とする。地方自治における補助金の問題点については、本稿では触れない<sup>4)</sup>。

周知のように、沖縄県は、戦後二七年間米軍統治下に置かれた。一九七二年の施政権返還後も広大な米軍基地が存在する。沖縄のこのような特殊事情に鑑みて沖縄法は、「総合的な沖縄振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した沖縄の振興開発を図り、もつて住民の生活及び職業の安定並びに福祉の向上に資することを目的とする」と謳っている。すなわち、沖縄法の主な内容は、振興開発計画の内容並びに策定手続きとその事業推進のための特別措置である。特別措置は多岐にわたる<sup>5)</sup>。これらの特別措置のうち、本稿では、いわゆる高率補助を取り上げる。沖縄法五条は、国の負担又は補助の割合の特例を定めている。すなわち、沖縄振興開発計画で定める事業の負担又は補助割合を、法令の規定にかかわらず政令で定める割合とするのである。他の地域と比較して、最も高い割合の補助（高率補助）

が行われているのが沖振法の特色と言える。

沖振法は、一〇年の時限法であるが、二度延長され、現在は第三次の振興開発計画の期間中にある。その間に、国の財政事情や格差是正の効果等<sup>⑥</sup>によつて補助率の削減もあったが、高率補助の基本は今日も変わらない。表1は、沖振法第五条による特例措置（高率補助）を「本土」と比較するものである。

### III

一 高率補助が沖振法等で制度化された結果、沖縄には手厚い財政上の措置がなされたことになる。補助事業を含めて、復帰後の国の沖縄に対する財政投資は五兆三千億円といわれ、この限りで数字は明らかである。この数字は、「国はこれほど多額の投資をし政治責任を果たしてきた」、あるいは「これほど投資をしたが効果は不十分である」という文脈の中で使われることが多いようである。誤解してならないことは、国は沖縄のみに財政投資を行っているわけではないことである。国は他の地域でも、補助金を交付するなど投資を行っている。五兆三千億円が多いか少ないか、それを何を基準にして判断するかが問題である。

行政投資実績で見てもよい。行政投資実績は、道路、農林水産、下水道、国土保全、文教施設、住宅、都市計画、厚生福祉、水道、環境衛生、港湾、空港、工業用水等に、国、都道府県、市町村が、行った投資の合計である。表2と3は、最近二年の、都道府県ごとの総投資額、一人当たり投資実績、可住地単位面積当たり投資額である<sup>⑦</sup>。二年分だけであるが、この表から言い得ることは、各都道府県の行政投資実績の総額は、年度による変動が少ないということである。人口一人あたりで見た場合、沖縄は、平成七年度一八位、平成八年度一七位である。可住地単位面積当たりで見ると、両年度とも一〇位である。沖縄は、突出して上位のレベルにあるというわけではない。他の

表1 沖縄振興開発計画に基づく国庫補助負担の特例措置

事業例	沖 縄	本 土
農業試験研究施設	10/10	1/2
土地改良事業 (国営事業のみ) 農業用排水施設の整備事業 農用地開発事業 (開田、開畑)	8.5/10 (ため池10/10) 7.5/10~8/10 (開畑のみ)	6/10 6.5/10~7.5/10
家畜保険衛生所	10/10	1/2
林業施設 復旧治山・予防治山 防災林造成	10/10 8/10	2/3 1/2
漁 港 外郭施設・水域施設 係留施設 輸送施設・漁港施設用地	} 10/10	7/10・7.5/10 6/10 5/10・6/10
道 路 一般国道・県道 改築 修繕 維持 (国道指定区間内) 土地区画整理事業 (新築・改築) 市街地再開発事業 (新築・改築) 市町村道 改築 土地区画整理事業 (新設・改築)	} 10/10 9/10 8/10 8/10 9/10	2/3・3/4 1/2 1/2 2/3 2/3 2/3 2/3
港湾・漁港 水域施設・外郭施設 係留施設 臨時交通施設・港湾施設用地	} 10/10	4/10・5/10・7.5/10 4/10・5/10 4/10・5/10
第2種空港 第3種空港	} 10/10	7.5/10 5/10
第1種公営住宅 第2種公営住宅	2/3 7.5/10	1/2 2/3
住宅地区改良	7.5/10	2/3
簡易水道	2/3	1/4
し尿処理施設 ごみ処理施設	5/10 5/10	1/3 1/4
都市公園	5/10	1/2・1/3 (用地)
消防施設	2/10	1/3
伝染病院等	7.5/10	1/3

児童福祉施設		
助産施設・母子寮・保育所	7.5/10	1/2
乳児院・精神薄弱児施設	2/3	5/10
重症心身傷害児施設	8/10	5/10
身体障害者更生援護施設	2/3	5/10
生活保護施設		
授産施設	7.5/10	} 1/2
その他の保護施設	2/3	
婦人相談所・婦人保護施設	2/3	5/10
精神薄弱者援護施設	2/3	5/10
養護老人ホーム・特別養護老人ホーム	7.5/10	1/2
義務教育施設等		
公立小中学校建物（含盲、聾、養護学校の小中学部）	} 9/10	} 1/2
校舎・屋内運動場・特殊学校建物		
統合校舎等	} 7.5/10	1/2
危険建物等		
公立小中学校一般教材（含盲、聾、養護学校の小中学部）	7.5/10	1/3
公立中学校産業教育設備（含盲、聾、養護学校の中学部）	7.5/10	1/3
公立小中学校理科教育設備（含盲、聾、養護学校の小中学部）	7.5/10	1/2
へき地学校教職員宿舎	7.5/10	1/2
へき地施設	2/3	1/2
公立小中学校学校給食施設	7.5/10	1/2
公立小中学校水泳プール	7.5/10	1/3
高等学校教育施設等		
公立高等学校危険建物（含盲、聾、養護学校の高等部）	2/3	1/3
公立高等学校産業教育施設、設備（含盲、聾、養護学校の高等部）	6/10	1/3
公立高等学校理科教育設備	7.5/10	1/2
通常砂防、緊急・特殊緊急砂防	10/10	2/3
海岸保全施設	10/10	1/2・2/3
地すべり防止施設		
溪流	8/10	2/3
その他	6/10	1/2
二級河川の改良工事	10/10	1/2

資料出所：鈴木慶明『補助金』（現代地方自治全集14）479頁（ぎょうせい昭和52年）

都道府県の順位もそれほど変化はない。それから推測すると、五兆三千億は、他の府県に比べ必ずしも多くない可能性がある。もし少ないとなれば、「政治責任を果たした」と言えるかは疑問があるし、また、効果を十分あげられなかったのもある面やむをえないことになる。まず、この点を明らかにする必要がある。少なくとも行政投資実績の復帰後の累計により検討することは可能であるが、本稿では、問題の指摘にとどまる。

二 高率補助の仕組みの検討は二つの点で行われる必要がある。第一は、その財政的効果である。高率補助は、自己財源の少ない沖縄の自治体財政にとって生命線のように思われてきた。現に市町村は、復帰後に続々新築した校舎が建替え時期に入り始め、高率補助がなくなること恐れている。しかし、一部では周知のことであるが、以外と知られていないのが、補助率が高くなると、反面において地方交付税交付金が少なくなるといふ仕組みである。すなわち、公共事業における自治体のいわゆる裏負担は、交付税算出の際の基準財政需要額に算入される。基準財政需要額は、単位費用に測定単位の数値と補正係数を乗じて算出されるが、補正係数のひとつに事業費補正がある。事業費補正とは、「各地方公共団体ごとの公共事業費の地方負担額及びその財源に充てられた地方債の元利償還金等を指標として、それらの一定割合の額を基準財政需要額に割増算入するための補正である」<sup>8)</sup>。基準財政需要額は、あるべき財政需要とされるが、事業費補正は、現実の財政需要を基準財政需要額に反映させるものである。仮に一〇割国庫負担であるとする、自治体における財政需要はなかったことになり、基準財政需要額に算入されず、交付税で措置されない。しかし、五割国庫補助、五割自治体負担であれば、財政需要があったことになり、その内の一定割合が、基準財政需要額に算入されるのである。

高率補助で財政的にプラスとなった額とその分交付税がマイナスとなった額を差し引いた試算が必要である。事業ごとに詳細に調べないといけないが、基準財政需要額算出の際の単位費用・測定単位の数値・補正係数の設定に

表2 ○平成7年度都道府県別行政投資額

区分 都道府県	総投資額			1人当たり投資額		可住地単位面積当 たり行政投資額	
	投資額	構成比	対前年度	金額	対全国指数	金額	対全国指数
	百万円	%	%	円		千円	
全 国	50,894,394	110.0	106.4	405,307	100	410,465	100
北海道	3,298,066	6.5	113.1	579,421	143	121,061	29
青森	641,558	1.3	102.6	433,192	107	205,102	50
岩手	765,692	1.5	105.1	539,600	133	217,218	53
宮城	928,156	1.8	100.4	398,693	98	301,643	73
秋田	668,938	1.3	109.9	551,474	136	210,490	51
山形	629,157	1.2	110.7	500,921	124	238,951	58
福島	892,681	1.8	97.3	418,510	103	228,190	56
茨城	1,061,040	2.1	105.4	359,066	89	270,535	66
栃木	654,587	1.3	110.0	329,933	81	230,814	56
群馬	728,218	1.4	112.9	363,564	90	340,289	83
埼玉	1,672,510	3.3	98.9	247,449	61	656,659	160
千代田	1,665,364	3.3	91.5	287,280	71	479,794	117
東京都	5,015,599	9.9	104.4	426,026	105	3,671,741	895
神奈川県	2,316,337	4.6	90.0	280,938	69	1,624,360	396
新潟	1,379,058	2.7	110.4	554,284	137	342,623	83
富山	572,484	1.1	109.9	509,781	126	413,048	101
石川	587,779	1.2	110.3	498,118	123	446,301	109
福井	437,919	0.9	98.5	530,168	131	414,304	101
山梨	474,121	0.9	111.7	538,162	133	490,808	120
長野	1,354,996	2.7	110.6	617,873	152	463,405	113
岐阜	895,807	1.8	105.3	426,575	105	467,053	114
静岡県	1,186,863	2.3	101.3	317,598	78	438,442	107
愛知県	2,249,931	4.4	106.6	327,596	81	771,581	188
三重	729,831	1.4	105.0	396,432	98	364,187	89
滋賀	549,637	1.1	104.7	427,068	105	431,765	105
京都	951,838	1.9	103.2	362,053	89	842,335	205
大阪	2,869,378	5.6	105.2	326,177	80	2,190,365	534
兵庫県	3,177,298	6.2	150.9	588,279	145	1,162,142	283
奈良	532,663	1.0	107.2	372,492	92	626,663	153
和歌山	441,797	0.9	103.8	409,071	101	407,938	99
鳥取	372,163	0.7	100.7	606,129	150	409,871	100
島根	491,772	1.0	99.9	637,837	157	370,589	90
岡山	770,267	1.5	102.2	395,009	97	340,826	83
広島	1,114,186	2.2	104.3	386,736	95	485,696	118
山口	629,520	1.2	106.8	404,836	100	355,862	87
徳島	466,563	0.9	117.9	560,772	138	460,121	112
香川	382,566	0.8	115.7	372,508	92	392,375	96
愛媛	717,106	1.4	100.5	476,166	117	425,835	104
高松	502,534	1.0	106.7	615,851	152	428,053	104
福岡	1,509,268	3.0	103.1	305,953	75	551,633	134
佐賀	472,730	0.9	107.9	534,762	132	353,311	86
長崎	766,250	1.5	120.1	496,276	122	467,511	114
熊本	761,499	1.5	102.2	409,628	101	277,717	68
大分	594,910	1.2	100.5	483,274	119	336,678	82
宮崎	547,912	1.1	102.1	466,308	115	297,294	72
鹿児島	849,897	1.7	102.6	473,744	117	258,092	63
沖縄	615,946	1.2	111.8	483,854	119	511,159	125

資料出所：http://www.mha.go.jp/news/980331.html

表3 ○平成8年度都道府県別行政投資額

区分 都道府県	総投資額			1人当たり投資額		可住地単位面積当 たり行政投資額	
	投資額	構成比	対前年度	金額	対全国指数	金額	対全国指数
	百万円	%	%	円		千円	
全国	49,126,662	100.0	96.5	390,315	100	396,189	100
北海道	3,081,894	6.3	93.4	540,873	139	113,122	29
青森	636,531	1.3	99.2	429,508	110	203,494	51
岩手	770,128	1.6	100.6	542,726	139	218,476	55
宮城	930,851	1.9	100.3	398,140	102	302,519	76
秋田	668,801	1.4	100.0	553,185	142	210,447	53
山形	636,973	1.3	101.2	507,548	130	241,919	61
福島	863,223	1.8	96.7	404,131	104	220,660	56
茨城	1,017,858	2.1	95.9	342,598	88	259,525	66
栃木	637,750	1.3	97.4	320,156	82	224,877	57
群馬	702,998	1.4	96.5	349,576	90	328,504	83
埼玉	1,608,448	3.3	96.2	236,224	61	631,507	159
千叶	1,496,931	3.0	89.9	257,072	66	431,268	109
東京都	4,486,191	9.1	89.4	381,122	98	3,284,181	829
神奈川県	2,176,942	4.4	94.0	262,884	67	1,526,607	385
新潟	1,434,255	2.9	104.0	575,544	147	356,337	90
富山	581,504	1.2	101.6	516,892	132	419,555	106
石川	583,438	1.2	99.3	493,603	126	443,006	112
福井	426,914	0.9	97.5	515,596	132	403,892	102
山梨	462,991	0.9	97.7	522,563	134	479,287	121
長野	1,337,452	2.7	98.7	606,279	155	457,405	115
岐阜	879,029	1.8	98.1	417,393	107	458,305	116
静岡県	1,210,181	2.5	102.0	322,801	83	447,056	113
愛知県	2,100,237	4.3	93.3	304,515	78	719,506	182
三重	720,091	1.5	98.7	389,659	100	359,327	91
滋賀	544,587	1.1	99.1	419,558	107	427,798	108
京都	895,454	1.8	94.1	340,347	87	792,437	200
大阪府	2,687,799	5.5	93.7	305,328	78	2,050,190	517
兵庫県	3,329,811	6.8	104.8	615,492	158	1,217,927	307
奈良	509,231	1.0	95.6	354,125	91	599,096	151
和歌山	460,429	0.9	104.2	426,718	109	425,142	107
鳥取	357,470	0.7	96.1	582,199	149	393,690	99
島根	511,096	1.0	103.9	644,624	170	385,152	97
岡山	768,703	1.6	99.8	393,803	101	340,134	86
広島	1,050,501	2.1	94.3	364,504	93	457,934	116
山口	601,814	1.2	95.6	388,267	99	340,200	86
徳島	482,549	1.0	103.4	580,684	149	475,886	120
香川	428,481	0.9	112.0	417,216	107	439,468	111
愛媛	676,126	1.4	94.3	449,253	115	401,500	101
高松	497,377	1.0	99.0	610,279	156	423,660	107
福岡	1,472,874	3.0	97.6	297,490	76	538,331	136
佐賀	413,583	0.8	87.5	467,326	120	309,106	78
長崎	701,347	1.4	91.5	455,124	117	427,650	108
熊本	725,003	1.5	95.2	389,577	100	264,407	67
大分	536,357	1.1	90.2	436,062	112	303,541	77
宮崎	543,226	1.1	99.1	461,534	118	294,751	74
鹿児島	872,821	1.8	102.7	486,794	125	265,053	67
沖縄	608,414	1.2	98.8	474,582	122	504,908	127

資料出所：http://www.mha.go.jp/news/980331.html

よつては高率補助の意義を減殺するような結果がでるかもしれない。この点も問題提起にとどまる。特定の市町村の特定の年度で、算出可能と思われるので、適切な機関で試算が行われることを期待したい。

三 高率補助制度の検討の第二の点になるが、何を高率補助の対象事業とするかの問題である。高率補助に際して対象事業と補助率のかさ上げは、沖縄法並びに同施行令で定まっている。他方、事業費補正の対象事業は、筆者にとつてはかなりわかりづらい。おそらく普通交付税に関する省令第一二条第六項に測定単位として規定されているものということにならう。交付税法の体系があまりに複雑精緻な技術的法であり、両者の比較は、筆者の力の及ぶところではない。たぶん言い得ることは、事業費補正の対象でないものに対して、高率補助が行われることが全体として有利な財政措置ということである。であれば、事業費補正の対象となる場合は補助率の削減も容認し、その分対象になつていないものは、補助率のさらなるかさ上げを求めることが必要である。高率補助が自治体統制の手段ではなく特定の自治体の財政面の優遇措置であるならば、そう主張することに正当性がある。

四 さらに、以上の議論とは別にして、高率補助の対象事業の全面的見直しは必要である。沖縄の整備水準が全国平均を越えたものは、補助率を全国並にすべきである。格差是正という沖縄振興開発計画の目標からそうあるべきであり、そうでなければ、国民的理解を得ることはできない。反面、沖縄の歴史の後遺症に基づく、なお是正されないといけない格差の洗ひだしが必要である。道路の普及状況(人口千人あたり実延長で全国四七都道府県中三四位、自動車百台あたり実延長四四位と低い、但し面積当たりでは二位)が代表例であり、その格差の是正は、用地に対する高率補助でなければ容易に解決できない。また、格差として比較はできないが、沖縄の特性をさらに伸ばし、もつて日本の南の宝となるような事業への高率補助が求められよう。

五 高率補助に代わる財政支援方式は、やはり交付税への算入措置であらう。

基地需要を密度補正として算入するのは、平成八年度から市町村、県で実現した（普通交付税に関する省令第九条第一項）。基地によって財政需要が生じることは、長く沖縄県の主張であった。しかし、平成八年度分の改正については、その立法過程の報道は少なく詳細は不明である。自治省が、沖縄の基地負担を認めたと推察している。

ところで、密度補正とは、「算定しようとする行政経費と密接な関係にある測定単位以外の特定の指標の数値の多寡等によって、経費が増加又は減少するものについて適用される補正である<sup>⑤</sup>」。この密度補正は、都道府県、市町村とも合衆国軍隊の構成員・軍属・及び家族、米軍基地面積、自衛隊基地面積を密度と扱っている。基地の所在しない市町村には補正が行われないことになる。しかし、基地の所在は、社会の全面に影響を与えており、基地所在市町村のみの問題ではない。それからすれば、県の補正係数を高く設定することが必要であろう。

補正により、交付税の増額は、さらに工夫の余地がありそうである。沖縄の特性（離島県、亜熱帯）から生じる財政需要による補正あるいは補正係数の工夫を考案する余地がないか、検討を要しよう。

#### IV

以上、高率補助制度を中心として、国と沖縄県の財政関係の問題点のいくつかを検討した。筆者は、地方自治にトータルに関心を持つものであるが、財政は本来の専門ではない。思わぬ誤解は有り得ることであり、大方の叱正をお願いしたい。

最後に沖縄振興開発計画（以下「振計」と略）について触れておきたい。

振計は、国の計画としての性格を明瞭にすべきである（県が案を策定することから県の施策に属することも盛り込みがちである）。目標とする沖縄像を、国と県の共同作業で明確にすることは、もとより否定しないし、国の計

画策定に自治体が関与することも自治の尊重という面から望ましいことと考えている。しかし、そのことによって、国の計画としての性格が不明になつてはならない。

振計において、国は一〇年間に何をどこまでやろうとするか、目標を明確化することを求めたいのである。その意味で、基本構想の性格より、それをもっと具体化した基本計画としての性格が前面に出るべきではないか（全国総合開発計画が基本構想としての性格を持つといえるのではないか―簡略に過ぎるが―）。政府は、毎年の施政方針で、沖繩に触れることもあれば触れないこともある。冒頭で述べた法律による政治責任を、一〇年分具体性を持った計画として策定することを要望したのである。例えば、「高等教育を整備する」ではなく、「学生数何百、これこれの技術者の養成を行う高等専門学校を何年までに設置する」というようにである。可能などころは、数値目標や具体的施策を入れ、一〇年後に検証が容易になるようにすべきである。今、事務事業の評価の時代なのである。

#### 註

(1) 順不動であるが、例えば、奄美群島復興特別措置法（後改正されて奄美群島振興特別措置法）、小笠原諸島復興特別措置法、北海道総合開発法、離島振興法、東北開発促進法、九州地方開発促進法、四国地方開発促進法、新産業都市建設促進法、工業整備特別地域整備促進法、産炭地域振興臨時措置法、豪雪対策法、山村振興法、首都圏整備法、過疎地域対策緊急措置法等枚挙にいとまがない。なお、これらの法令は、『現行法規総覧八二巻国土計画、第一〇巻地方制度（3）』（第一法規）に纏められている。

(2) 「沖繩振興開発六法」なるものがある。最初の版と思われる五二年版の冒頭で、編集者である沖繩開発庁総務局総務課長は、「沖繩県という一つの地方公共団体を対象として制定された法令は、他に例のないほど複雑多岐で広範なものとなつており、国法レベルの各分野にわたつて一つの体系を成し、これを理解することは容易なことではない」と述べている。この

点については、仲地博「沖繩米軍基地と法の果たす役割」法律時報六八巻二二号参照

(3) 石原信雄・嶋津昭監修「四訂地方財政小辞典」(ぎょうせい、平成一〇年)参照。

(4) 沖繩における問題については、仲地博「軍事基地と自治体財政」沖繩国際大学公開講座編集委員会編「沖繩経済の課題と展望」(那覇出版社、一九九八年)、ほぼ同様の内容であるが、仲地博「軍事基地と財政法」浦田賢治編「沖繩米軍基地の法務問題(仮称)」(一粒社、近刊)を参照していただきたい。

(5) 産業振興のための特別措置、自由貿易地域、電気事業振興のための特別措置、職業安定のための特別措置、その他に例えば、無医地区における医療の確保等である。

財政上の特別措置については、振興開発計画に基づく事業以外でも、例えば、沖振法第五条第三項第四項は、災害復旧事業について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、公立学校施設災害復旧費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の特例(高率補助)を定めている。同様に、海岸法、水道法の特例が定められている(第五条第五項、第六項)。

さらに財政上の特別措置として、沖振法は、道路、河川、港湾の新築改築工事等の国による代行制度を定めている(沖振法第六条、第七条、第八条)。

(6) 沖繩開発庁「公共施設等の整備状況」によれば、全国の整備状況を上回っているものは、面積当たり道路延長、一般道路改良率、住宅数、水道普及率、高等学校校舎整備率、高等学校プール整備率、十万人あたり一般病床数など(沖繩タイムス一九九九年三月一日「ビックバン改革のはざままで」)。

(7) 松田賀孝「本土復帰後の沖繩経済についての若干の考察」経済研究第二六号(琉球大学法文学部、一九八三年)は、次のように総括する(要旨)。行政投資実績を、県民総生産に対する割合で見れば、類似県に比べ沖繩県はやや高い。可住地当たりで見ると、類似県に比べ多くの行政投資に浴している。一人当たりで見ると、本県が過度に大きいわけではない。

(8) 註3の文献二六一頁

(9) 註3の文献五五九頁